町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに 砥用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第897号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林に する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 14 年 11 月 20 日

熊本県知事

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字狩尾字宇土 1023、1024 の 4 (次の 図に示す部分に限る。)、1026、1030(次の図に示す部分に限る。)、1051、1056の4、字荒山 1924 の 3 (次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件 3
 - 立木の伐採の方法 (1)

次の森林については、主伐は、択伐による。

字宇土 1023 (次の図に示す部分に限る。)、1024の4、1026 (次の図に示す部分に限る。)、 1030、1051・1056の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字荒山1924の3

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本 県阿蘇地域振興局並びに阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第898号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林に する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 14 年 11 月 20 日

- 熊本県知事 潮 谷 義 子 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町尾下字下り附408、412、416の1、字竹 ノ迫 446 の 2、448 の 1、449 の 2、450、477 の 1、字古迫 548 の 2、553 の 1、573 の 1、字東谷 向 596 の 1、598、605、613、614、字谷向 618、621、622、字西鶴迫 657 の 1
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 (1)

次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ迫 477 の1、字東谷向 596 の1・598・605・字谷向 618・621 (以上 5 筆について次 の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第899号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、次の森林を保安林予定森林に する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 14 年 11 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡清和村大字緑川字東長尾 1477 の 2、1477 の 5 から 1477 の 7 まで、1477 の 9、字長尾 1494 の 8
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字東長尾 1477 の 5 から 1477 の 7 まで・1477 の 9・字長尾 1494 の 8 (以上 5 筆について 次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市